

## I—1. 院内感染防止対策指針

### (1) 感染対策に関する基本的な考え方

病院内で問題となる感染症の発生は、入院中の治療や処置に関連した感染、抵抗力の低下に伴う日和見感染、医療従事者の針刺し事故などによる職業感染、市中感染症の院内への持ち込みによる感染などが原因としてあげられる。

これらの原因による感染症の発生を予防することが重要である。

また、感染症が発生した際には拡大防止のため、その原因を速やかに特定してこれを制圧、終息させることが重要である。

院内感染防止対策を全職員が把握し、病院の理念に沿った医療を提供できるように本指針を作成する。

### (2) 感染対策チーム infection control team (ICT)

- ① 感染対策委員会の下に感染対策チームを設置する。
- ② 構成メンバーは院内感染対策委員と同メンバーとする。
- ③ ICTの業務は次のとおりとする。
  - ・ 院内感染発生状況の把握  
検査室および病棟より報告される院内感染情報の把握と分析を行う。
  - ・ 院内感染防止対策  
週1回、各職場の点検を行い、院内感染予防の観点から指摘や改善指導を行う。
  - ・ 院内感染治療対策  
院内発生の感染症に対する治療法の提言、細菌学的な助言や院内感染防止のための指導を行う。
  - ・ 教育・啓蒙  
院内感染対策に関して職員の教育・啓蒙および感染防止マニュアル・ガイドラインの作成を行う。
  - ・ 委員会への報告  
実施した諸指導・提言の内容について毎月委員会へ報告する。

### (3) 職員研修についての方針

- ① 全職員を対象に院内感染防止対策に関する講習会を年2回開催する。
- ② 新規採用職員対象に院内感染防止対策に関する研修を行う。
- ③ その他の委託職員に対しても必要に応じて、院内感染防止対策に関する講習会を行う。

#### (4) 院内感染発生時の対応に関しての方針

- ① 職員は院内感染が疑われる場合、速やかに感染対策委員と所属長に報告し、委員及び所属長は委員長に速やかに報告する。
- ② 委員長は速やかに ICT のメンバーを招集し、協議し、感染源、感染経路、感染範囲、感染期間の調査を行う。
- ③ ICT は調査結果を委員会へ報告し、対応策を検討し、実施する。
- ④ ICT は追跡調査を行い、院内感染の終息の確認を行う。

#### (5) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

日常的に当院における感染症の発生状況を把握するシステムとして、対象限定サーベイランスを行い、その結果を感染対策委員会で検討し感染対策に生かす。

#### (6) 患者等への閲覧と情報提供及び説明に関する方針

- ① 本指針は患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応ずるものとする。
- ② 本指針はホームページに掲載して公開する。
- ③ 患者及びその家族に疾病の説明とともに、感染防止の意義及び基本手技（手洗い、マスク使用など）についても説明し、理解を得た上で、協力を求める。

#### - (7) 感染発生原因の分析、対策、周知について

対象限定サーベイランスによって得られた情報は速やかに感染対策委員会、ICTにより検討された後、必要な情報を全職員に資料配布、院内メール等を利用し周知する。新たな感染対策が必要な場合は、運営会議で検討承認された後、同様に全職員に周知する。

#### (8) 院内感染対策推進のために必要なその他の方針

- ① 院内感染対策マニュアルを作成し、マニュアルに沿った感染対策を職員全員に周知徹底する。
- ② 院内感染対策委員会はその時々感染症の動向に着目し、院内感染対策マニュアルの改定を行う。
- ③ 職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。
- ④ 職員は自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、

健康管理に留意する。また、病院が実施する B 型肝炎ワクチン、インフルエンザワクチンの予防接種に積極的に参加する。

- ⑤ 職員は感染対策マニュアルに沿って、個人用防護具の使用、リキャップの禁止など職業感染の防止に努める。

## (9) 感染発生原因の分析、対策、周知について

対象限定サーベイランスによって得られた情報は速やかに感染対策委員会、ICT により検討された後、必要な情報を全職員に資料配布、院内メール等を利用し周知する。新たな感染対策が必要な場合は、運営会議で検討承認された後、同様に全職員に周知する。

## (10) 院内感染対策委員会の管理、運営規定

院内感染対策委員会は病院長の諮問機関であり、検討した事項は病院長に答申され、運営会議での検討を経て日常業務化する。感染対策委員会は全ての職員に対し、感染対策に関する組織的な対応と教育、啓発活動をする。また、毎月一回程度の定期委員会を開催し、感染対策に関わる事項の報告、検討を行う。緊急時は必要に応じ臨時会議を開催する。感染対策委員は職種横断的に構成される必要があり、下記の責任者、各部署の代表者で構成される。

- 1 病院長
- 2 副院長（委員長を務める）
- 3 ICD
- 4 歯科医師
- 5 事務長
- 6 看護部長
- 7 看護師
- 8 薬剤師
- 9 臨床検査技師
- 10 管理栄養士
- 11 その他必要と認められる者